【規程番号　行法Ｖ－012】

行吉学園非常勤講師の就業に関する規程

（目　的）

第１条　この規程は、学校法人行吉学園の設置する大学、短期大学に勤務する非常勤講師の就業に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

（任　用）

第２条　非常勤講師を任用するときは、大学ごとに所定の手続きを経た候補のうちから選考し、各大学の学長が最終候補者を決定し、理事長に報告し、理事長が任命する。

２　任用が決定した者に対しては、理事長名による依頼状を送付し、本人は就任承諾書を提出するものとする。

３　学園は、就任承諾があった者との間に労働契約を締結する。

４　学園は、労働契約を締結した者に対し、理事長名による委嘱状を交付する。

５　前４項の規定により任用する非常勤講師の委嘱期間は１年を超えないものとする。ただし、勤務状況等を考慮して５年を限度に更新することを妨げない。

６　次の各号に該当する者については、例外として５年を超えて更新する場合がある。

（1）分野及び領域において特に必要と認められる場合

（2）専任教員との授業の均質性を確保するために特に必要と認められる場合

（3）その他理事長が特別の事情により更新が必要であると認めた場合

（年齢の制限）

第３条　非常勤講師の年齢は、任用（更新を含む。）する年度の前日において 65 歳に達していないものとする。

２　本学園において特に必要がある場合は、70 歳を限度として前項に定める年齢を超えて任用することができる。

（就業の場所）

第３条の２　非常勤講師の就業場所は、次のとおりとする。

（1）神戸市中央区港島中町４丁目７－２（ポートアイランドキャンパス）

（2）神戸市須磨区東須磨青山２－１（須磨キャンパス）

（就業日及び就業時間）

第４条　非常勤講師の就業日及び就業時間は、第２条第４項の委嘱状に記載された曜日及び時間とする。

２　前項の規定にかかわらず、学事その他業務上必要がある場合は、委嘱状に記載された曜日、時間を変更して就業を依頼することができる。

３　非常勤講師は、出勤の都度、所定の場所に備付けのパソコン（就業管理システム）により自ら出勤登録を行い、記録しなければならない。

（遅刻、早退及び欠勤）

第５条　非常勤講師は、やむを得ない事情で遅刻、早退又は欠勤する場合は、事前に届け出なければならない。事前に届け出ることが不可能な場合は、事後速やかに届け出るものと

する。

2　傷病により欠勤が引き続き２週間以上に及ぶときは、医師の診断書を提出しなければならない。

（給　与）

第６条　非常勤講師の給与は、行吉学園非常勤講師給与等支給規程の定めるところによる。

（退　職）

第７条　非常勤講師が次の各号の一に該当する場合は、退職する。

（1）委嘱期間が満了し、労働契約が更新されないとき。

（2）退職を願い出て承認されたとき。

（3）欠勤が引き続き５週間に及ぶとき。

（4）死亡したとき。

（5）開講予定または開講後の授業の不開講により、担当する授業が皆無となる場合。

（6）委嘱する大学の就業規則に定める懲戒事由に該当する場合。

2　非常勤講師が、委嘱期間中において自己の都合により退職を願い出る場合は、少なくとも 30 日前に文書をもって申し出なければならない。

3　学園は、前 2 項により退職する非常勤講師に対して退職通知書を交付する。

（業務上の災害補償）

第８条　非常勤講師が、業務上又は通勤により負傷、疾病、障害又は死亡したときは、労働者災害補償保険法の定めるところにより、保険給付を受けることができる。

2　前項の補償が行われたときは、本学園は労働基準法上の補償の責を免れる。

（無期雇用転換の申出等）

第９条　非常勤講師のうち、通算契約期間が５年を超える者は、所定の様式で申し出ることにより、現在の有期労働契約満了日の翌日から、期間の定めのない労働契約（以下「無期労働契約」という。）へ転換することができる。

2　前項の通算契約期間は、平成 25 年 4 月 1 日以降に開始する有期労働契約の期間を通算する。ただし、下表のとおり雇用契約が締結されていない期間（クーリング）がある場合については、それ以前の契約期間は通算契約期間には含めないものとする。

クーリング前の雇用契約期間	雇用契約が締結されていない期間（クーリング）
２か月以下	１か月以上
２か月超～４か月以下	２か月以上
４か月超～６か月以下	３か月以上
６か月超～８か月以下	４か月以上
８か月超～10 か月以下	５か月以上
10 か月超	６か月以上

3　無期労働契約への転換を申し出る非常勤講師は、５年を超えて締結した有期労働契約の満了日の１か月前までに、所定の様式を理事長に提出するよう努めなければならない。

4　前項の申出があった場合、理事長は申出者に対して受理通知書を交付する。

（無期雇用転換後の規程の適用）

第10条　前条に基づき無期労働契約へ転換した非常勤講師（以下「無期雇用非常勤講師」という。）については、この規程を適用する。

2　前項の場合において、この規程中「非常勤講師」及び第２条第４項中「労働契約を締結した者」は「無期雇用非常勤講師」と読み替え、第２条第３項、第５項但し書き、第６項（更新の例外）、第３条（年齢の制限）及び第７条第１項第１号（委嘱期間満了による退職）については適用しない。

（無期雇用非常勤講師の労働条件）

第11条　無期雇用非常勤講師の担当科目及び担当数は、年度が替わる時点において前年度の担当科目や担当数を保証するものではなく、カリキュラムや時間割の編成、学生の受講希望、学園の経営状況、勤務状況等を考慮して決定し、委嘱する内容に従うものとする。

2　無期雇用非常勤講師の退職については、第７条第１項に次の２号を加える。

（7）学生数の減少等、学園運営上のやむを得ない事情によって過員を生ずる場合。

（8）第 11 条第１項の規定に基づき決定する担当科目及び担当数が皆無となる場合。

3　無期雇用非常勤講師に休職はないものとする。

（無期雇用非常勤講師の業務、勤務場所）

第12条　無期雇用非常勤講師の業務、就業場所については、原則として変更しない。ただし、やむを得ない場合についてはこの限りではない。

（無期雇用非常勤講師の定年）

第13条　無期雇用非常勤講師の定年年齢は 65 歳とする。ただし、理事長が特別の事情により必要であると認めるときは、５年を限度として１年毎に定年を延長することができる。

2　無期雇用非常勤講師が前項の年齢に達したときは、当該年齢に達した日以後の最初の３月 31 日に退職する。

3　第１項の定年年齢に達した日以後に無期雇用非常勤講師となった者については、無期雇用非常勤講師となった日を定年年齢に達した日とみなし、その日以後の最初の３月 31 日に退職する。

（就業規則の準用）

第14条　非常勤講師の服務規律に関しては、委嘱する大学の就業規則を準用する。

（改　廃）

第15条　理事長は、教職員の過半数を代表する者の意見を聴取し、意見を記した書面を作成のうえ、この規程を変更することができる。

附　則

この規程は、平成 10 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 16 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 18 年１月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規程の施行日の前日に非常勤講師として在職し、引き続き期間の定めのある労働契約を締結している者については、第 3 条の規定にかかわらず、同条第 1 項に定める年齢を 70 歳とし、同条第 2 項に定める年齢を 73 歳とする。

3　この規程の施行日の前日に非常勤講師として在職し、期間の定めのない労働契約へ転換する者については、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、定年年齢を 70 歳とする。

附　則

1　この規程は、、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

2　この規程の施行日の前日に非常勤講師として在職し、第 9 条第 1 項に規定する無期労働契約への転換権を有する者については、第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。